1　事案の件名

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27 第5003号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」	平成27年６月１日から平成30年５月31日まで

2　日　　時　平成27年７月７日（火）午前12時から

3　場　　所　新潟県新潟市中央区花園１丁目２番２号　コープシティ花園　ガレッソホール

4　主宰者　運輸審議会

5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ３部を平成27年６月16日（火）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、指定する地域、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成27年６月30日（火）午前10時から運輸審議会及び北陸信越運輸局新潟運輸支局輸送・監査部門の掲示板に掲示します。

6　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（新潟交通圏）事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成27年６月16日（火）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は60人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券は、平成27年６月30日（火）に発送します。

7　申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、公述申込書及び公述書等に係る文書を、平成27年６月17日（水）から平成27年７月６日（月）までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後５時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

⑴　運輸審議会審理室　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　合同庁舎第２号館

⑵　北陸信越運輸局新潟運輸支局輸送・監査部門　新潟県新潟市中央区東出来島14番26号

8　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03―5253―8810）にお問い合わせください。

公　告

諮　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成27年６月１日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年６月２日

仙台法務局長　余田　武裕

記

氏名　福土　精一

所属する司法書士会　宮城県司法書士会

登録番号　宮城第399号

事務所の所在地　宮城県大崎市古川幸町一丁目５番37号ジュネス幸町Ⅱ103

違反行為　預り金の管理違反

職員の免職処分

名古屋北税務署　　財務事務官　近久　新司

国家公務員法第78条第３号により免職する。

平成27年５月18日

名古屋国税局長　村中　健一

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年６月２日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社マリヤージュ衿裳	愛知県豊田市水源町３丁目24番地４	互第4013号	平成27年５月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年６月２日　　中部経済産業局長　井内　摂男

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年８月３日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年８月３日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社マリヤージュ衿裳	愛知県豊田市水源町３丁目24番地４	平成27年５月１日